

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月13日 12時00分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市牛窓港北東方沖 牛窓港灯台から真方位015° 1,010m付近 (概位 北緯34°37.3′ 東経134°10.6′)
事故の概要	水上オートバイグルック シードゥ300及び水上オートバイまりなは、共に遊走中、両船が衝突した。 まりなは、操縦者が負傷して船首部上面ハッチカバーに亀裂等を生じ、グルック シードゥ300は、船尾部船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ グルック シードゥ300、0.2トン 271-39245岡山、トマトリース株式会社（船舶所有者）、株式会社エイト産業（船舶借入人） 3.10m (Lr) × 1.16m × 0.65m、FRP ガソリン機関、193.00kW、平成29年7月 B 水上オートバイ まりな、5トン未満 271-32264岡山、個人所有 2.45m (Lr) × 1.01m × 0.40m、FRP ガソリン機関、80.90kW、平成10年7月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 20歳 操縦免許 なし B 操縦者B 19歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船尾部船底外板に擦過傷 B 船首部上面ハッチカバー付近に塗膜剝離を伴う亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期

事故の経過

A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、遊走の目的で、令和2年8月13日11時55分ごろ瀬戸内市牛窓海水浴場の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発して牛窓瀬戸を北北東進した。

A船は、B船がジグザグ走行をしながら水しぶきをかけてくるので、増速して約60km/hの対地速力でB船の前方に出たあと、操縦者Aが、同乗者Aを驚かせようと右に急旋回して反転したところ、右舷船首方至近にB船が見えたが、B船は急激に左旋回してA船に水しぶきをかけた直後、その場に停止しており、操縦者Aがスロットルレバーを握ったままA船の船首部がB船の右舷中央部に衝突してB船を右側から乗り切った。（図1、図2、図3参照）

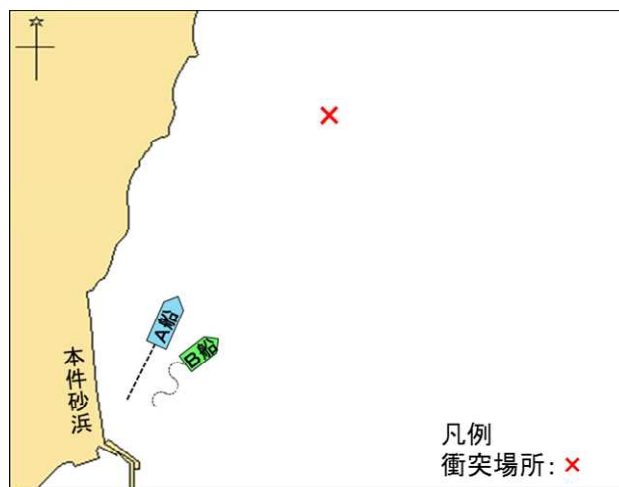


図1 B船がジグザグ走行してA船に水しぶきをかける状況

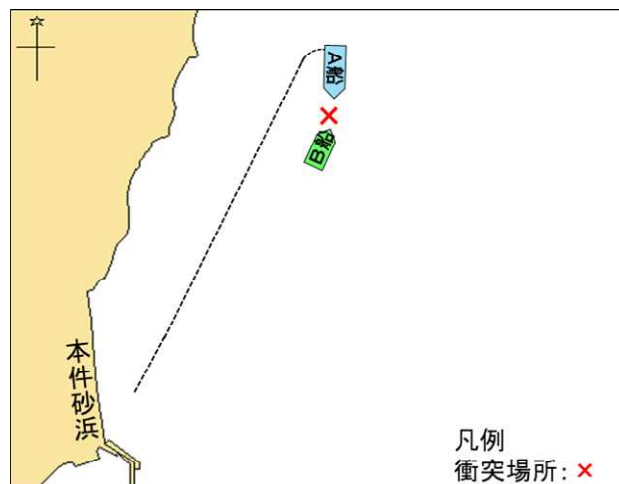


図2 A船が増速し、B船の前に出て右急旋回した状況

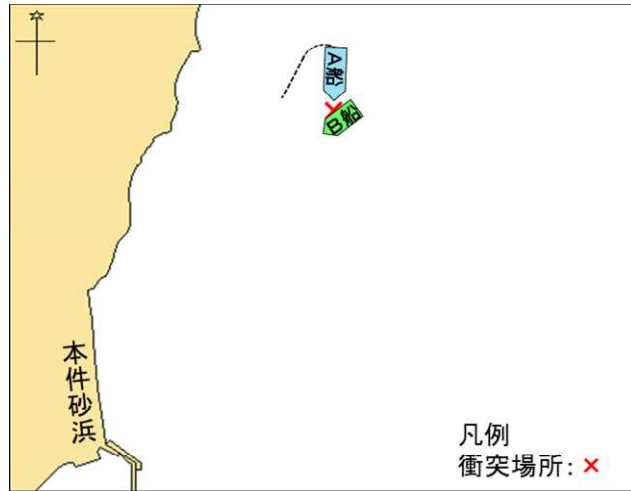


図3 B船が左急旋回し、A船に水しぶきをかけて停止した状況

操縦者Aは、後ろを見るとB船が停止して操縦者Bが落水して顔をうつ伏せにしていたので、B船に近づき、A船の主機を中立運転として同乗者Aに操縦者Bの顔を上向きにするよう伝え、同乗者AをA船から入水させて操縦者Bの顔を水面から上げた。

操縦者Aは、操縦者Bに声掛けを行ったところ、操縦者Bはうなっており、操縦者BのライフジャケットをつかんでA船左舷デッキに腰を掛けさせ、左手で操縦者Bを支えながら右手でハンドルバーを握ってアクセルを操作しながら操縦者Bを本件砂浜に運んだ。

B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、遊走の目的で本件砂浜を出発して北東進し、A船と衝突した。

操縦者Bは、本件砂浜に来援した救急車で岡山市内の病院に搬送され、全治約6か月を要する脳挫傷、びまん性軸索損傷、後頭骨骨折、右鎖骨骨折及び右肺挫傷等と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大)、写真1 A船左舷側の状況、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船の損傷状況 参照)

その他の事項

操縦者A、同乗者A及び操縦者Bは、知人10人と共にレクリエーションの目的で、本件砂浜に集まり、バーベキューを行っていた。

操縦者A、同乗者A、操縦者Bは、いずれも上着は長袖の速乾性のシャツ、膝までの水着を着け、救命胴衣を着用していた。

操縦者Aは、A船に乗船するのは初めてだった。

操縦者Aは、本事故当時、停止距離が短くなる減速装置がA船に装備され、同装置の操作レバーがハンドルバーの左側に装着されていたことを知らなかった。

操縦者Aは、休息に使用する椅子に掛けてあったA船の緊急エンジン停止スイッチのロックプレートの付いたライフジャケットを着た同乗者AとともにA船に乗船した。

	<p>A船船舶借入人担当者は、本事故当時、本件砂浜におらず、操縦者AがA船に乗船していることを知らなかった。</p> <p>A船船舶借入人担当者は、A船を船舶所有者とレンタルリース契約を結んで使用していた。</p> <p>操縦者Bは、本事故後、本事故当時の記憶を失っていた。</p> <p>B船船舶所有者は、本事故後、操縦者Bが特殊小型船舶操縦免許を受有していないことを知った。</p> <p>B船船舶所有者は、B船の緊急エンジン停止スイッチの付いたロックプレートを同船船首部ハッチ内に保管していた。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法における小型船舶操縦者の乗船についての規定は、次のとおりであった。</p> <p>第二十三条の二 小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許（以下「操縦免許」という。）を受けなければならない。</p> <p>第二十三条の三十一 船舶所有者は、その小型船舶に、小型船舶の航行する区域、構造その他の小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準（以下「乗船基準」という。）に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させなければならない。</p> <p>第二十三条の三十三 乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有している小型船舶操縦士でなければ、乗船基準に定める小型船舶操縦者として、その小型船舶に乗船してはならない。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、牛窓瀬戸を遊走中、B船を追い越した後、操縦者Aが、同乗者Aを驚かせようと思い、スロットルレバーを握り急激に右旋回をして反転したことから、右舷船首至近にB船を認めたもののものであってもできず、速力を維持したままB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、A船に乗船したのが初めてであり、A船の装備を知らないまま操縦を続けたことから、右舷船首方至近にB船を認めたもののものであっても速力を維持したままB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、水上オートバイの基本的な操縦法については理解しており、水上オートバイの緊急エンジン停止スイッチのロックプレートが椅子に掛けてあったライフジャケットに装着されていたことから、A船船舶借入人担当者からA船使用の可否の確認を得ることなく操縦できたものと考えられる。</p> <p>B船は、牛窓瀬戸を遊走中、操縦者Bが、A船の右舷船首至近で急激に左転し、A船に水しぶきをかけてその場で停止してA船と衝突し</p>

	<p>た可能性があると考えられるが、操縦者Bが本事故当時の記憶を失っており、B船の動きの詳細については明らかにすることができなかった。</p> <p>操縦者Bは、水上オートバイの基本的な操縦法については理解しており、水上オートバイの緊急エンジン停止スイッチのロックプレートがB船船首部ハッチ内に保管されていたことから、B船船舶所有者からB船使用の可否の確認を得ることなく操縦できたものと考えられる。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、特殊小型船舶操縦免許を受有していなかったことから、水上オートバイの操縦を行ってはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、牛窓瀬戸において、A船及びB船が遊走中、A船がB船を追い越した後、操縦者Aが、同乗者Aを驚かせようと思い、スロットルレバーを握り急激に右旋回をして反転したため、右舷船首方至近にB船を認めたもののどうすることもできず、速力を維持したままB船と衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイを操縦する者は、特殊小型船舶操縦免許を受有すること。 ・船舶所有者等は、水上オートバイの使用を求められた場合、免許の有無を確認し、無免許者に運転されないよう緊急エンジン停止スイッチのロックプレートを適切に管理すること。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図 (拡大)

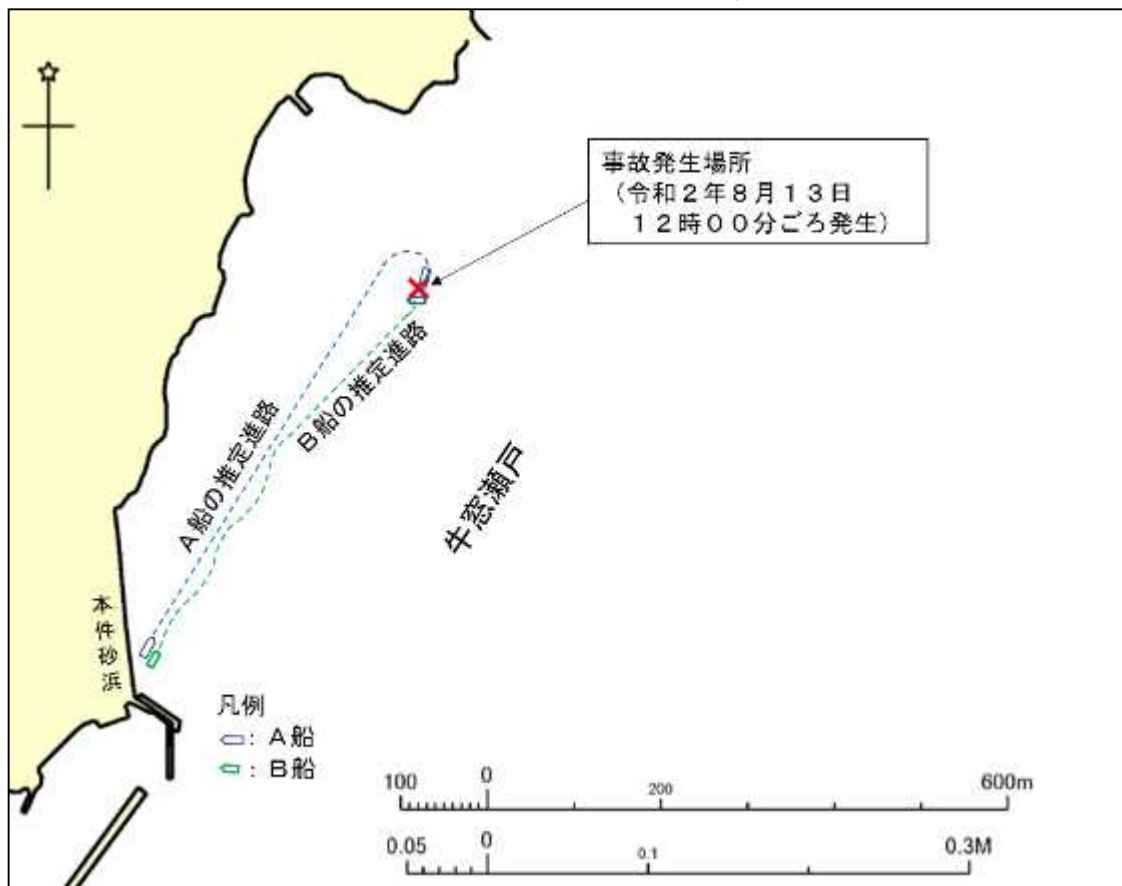


写真1 A船左舷側の状況



写真2 A船の損傷状況

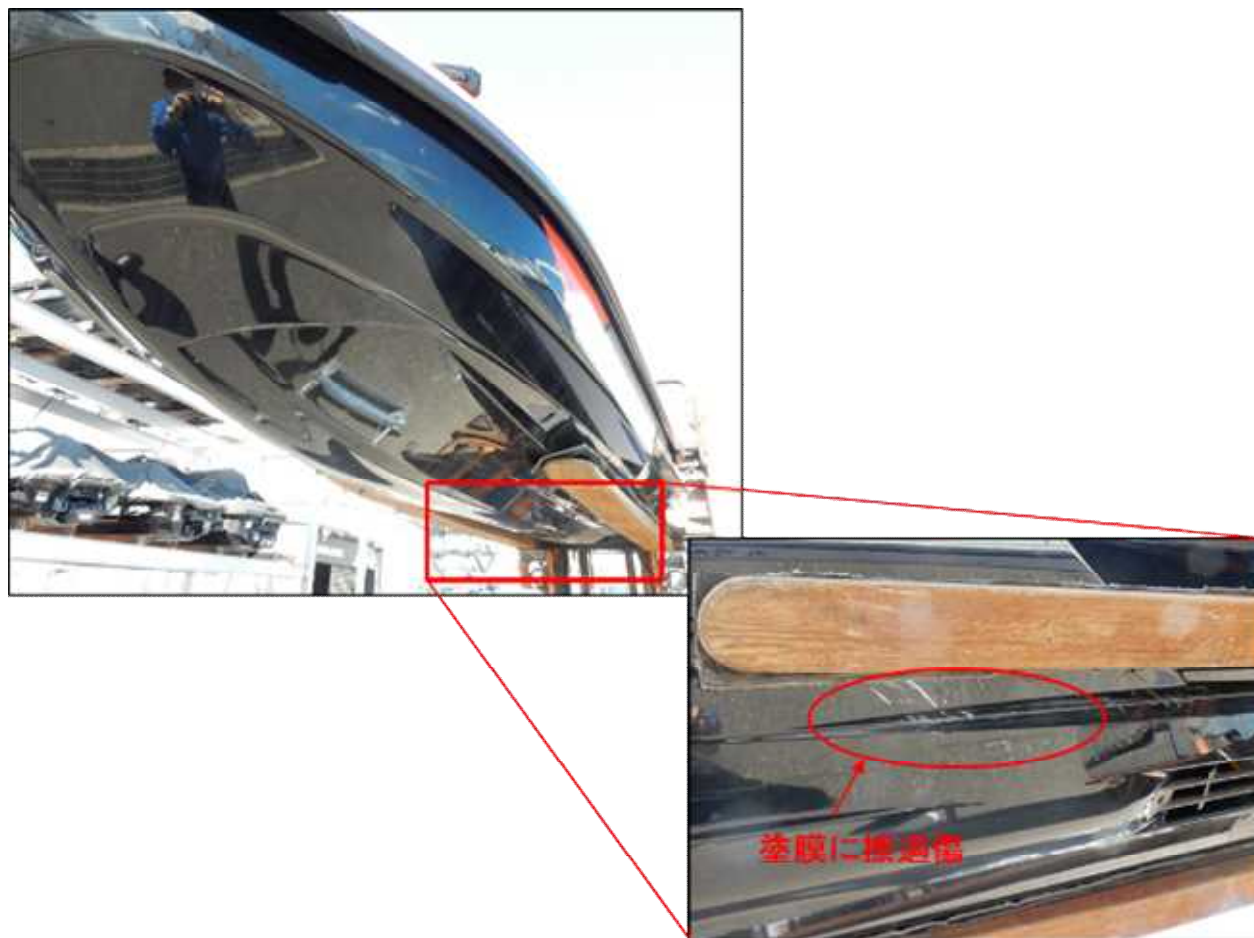


写真3 B船の損傷状況



船首部ハッチカバー
の右舷側に亀裂

船首部ハッチカバー
の右舷側に擦過傷